

国民健康保険の一部負担金の減免制度について

市の国民健康保険には、災害や失業などの「特別な事由」によって収入が著しく減少し、生活が困難になったと認められるときは、調査のうえ、3か月の期間を標準として一部負担金を減免することができる制度があります。

減免制度とは

■ 一部負担金とは

保険医療機関で支払う医療費の自己負担額

■ 特別な事由とは

- ① 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④ ①～③に類する事由があったとき。

※ 「特別な事由」が発生したときは、原則、過去6ヶ月前までとします。

減免の条件

世帯の月収が生活保護基準以下で、預貯金の合計額が、生活保護基準の3カ月分以下であること。

※ 保険料の滞納の有無は問いません。

※ 「特別な事由」に該当しない低収入を理由とする申請は、減免の対象となりません。

対象となる医療費

入院療養（保険適用部分に限る）にかかる一部負担金の10割

申請に必要なもの

- ・マイナ保険証または資格確認書
- ・世帯主と被保険者の給与支払明細書などの収入状況がわかる書類（直近のもの）
- ・世帯主と被保険者の預金通帳
- ・（申請理由が失業の場合）雇用保険受給者証、離職証明書など
- ・（申請理由が災害などによる場合）り災証明書など
- ・その他の申請理由を明らかにする書類

問い合わせ先 玉野市保険年金課 電話 3 2 - 5 5 2 8